

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 1 2 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
医 療 機 器 審 査 管 理 課

令和2年12月25日付け事務連絡「医療機器の販売業、賃貸業及び修理業に
関しての質疑応答集」の情報提供について」に係る誤記について

日頃、薬事行政の推進にあたりご協力を賜りありがとうございます。

令和2年12月25日付け事務連絡で情報提供いたしました、「医療機器の販売業、賃貸業及び修理業に
関しての質疑応答集」につきまして、今般、一般社団法人 日本医療機器産業
連合会より、正誤表が発出されたので、別添のとおり情報提供するとともに改めて誤記を
修正した質疑応答集を送付いたします。御了知の上、貴管内関係業者、関係団体等に対し
周知願います。

なお、本事務連絡の写しを各地方厚生局、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、一般
社団法人日本医療機器産業連合会、一般社団法人米国医療機器・IVD 工業会及び欧州ビジ
ネス協会医療機器・IVD 委員会宛て送付することとしています。

別添

正 誤 表
医療機器の販売業・貸与業、修理業 日常業務Q&A集

下記の下線部の誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

P13 Q5	誤	<u>製造販売業者</u> が医療機関と修理業者との契約を あ っせん（橋渡しのみで医療機関との契約・実務は担当しない）する場合、修理業許可が必要か？
	正	<u>納入業者</u> が医療機関と修理業者との契約を あ っせん（橋渡しのみで医療機関との契約・実務は担当しない）する場合、修理業許可が必要か？

(一社) 日本医療機器産業連合会 販売保守委員会